

「鹿児島×ベトナム・テトフェスタ（仮称）」開催業務委託企画提案募集要領

1 業務の目的

本県には5,000人を超えるベトナム人の他、様々な国籍の方が暮らしており、年々その数は増加傾向にある。ベトナム人をはじめとする外国人が住みやすく魅力的な鹿児島の実現と鹿児島県の国際交流の推進を図るため、「鹿児島×ベトナム・テトフェスタ」の開催を通じて、県民のベトナムへの関心や理解を深め、在住ベトナム人との多文化共生社会の実現を目指す。併せて、当該イベントを通して2025年に開催される大阪・関西万博のPRを通して機運の醸成を図る。

※本委託事業は内閣官房が公募した「令和5年度万博国際交流プログラム(モデル事業)」に採択された事業である。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

「鹿児島×ベトナム・テトフェスタ」開催業務委託

(2) 発注者

鹿児島県観光・文化スポーツ部国際交流課

(3) 業務概要

別添仕様書参照

(4) 委託期間

契約日から令和6年2月29日（木）まで

(5) 委託額の上限

3,300千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※履行完了までに要する全ての経費を含む。

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

3 企画提案の内容

(1) 開催日時及び会場の提案（雨天時の案も含む）

(2) オープニングセレモニーの実施案

(3) 大阪・関西万博に関連付けたセミナー等の実施案

(4) 県民と在住ベトナム人が交流する各種イベントの実施案

(5) 開催案内チラシデータの作成及び広報案

上記(1)～(5)以外に、当該委託業務の目的を達成するために効果的な追加提案があれば提案すること。

4 応募に係る資格要件

次に掲げる項目を全て満たす者とする。

(1) 鹿児島県内に本社又は事業所を有する法人であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

(3) 鹿児島県から指名停止措置を受けている者ではないこと。

(4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154条）第17条第1項に基づき更正手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続き開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。

ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。)にない者であること。

- (5) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人ではないこと。また、次のいずれかに該当する法人でないこと。
 - ア 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
 - カ アからオまでに掲げる者の依頼を受けて、応募しようとする者
- (6) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他知事が適当で無いと判断するものを除く。

5 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 応募に係る資格要件に該当しないことが判明した場合
- (2) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積書記載の金額が上記「2 委託業務の概要」の(5)に定める額を超えた場合
- (5) 会社更生法等の適用を申請する際、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) その他、企画提案に当たり、著しく信義に反する行為があった場合

6 スケジュール（予定）

- | | |
|-----------------|--------------------------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和5年11月10日（金） |
| (2) 事前説明会の実施 | 11月16日（木）午後2時から
県庁2階 県政広報室内 |
| (3) 質問書の提出期限 | 11月20日（月） |
| (4) 質問書への回答の公表 | 11月24日（金） 目途 |
| (5) 企画提案書等の提出期限 | 11月30日（木）※午後5時必着 |
| (6) 受託事業者決定 | 12月中旬 頃 |

7 質問と回答

本業務に関して質問があるときは、質問書（様式1）を提出し、回答を求めることができる。

- (1) 提出方法

上記「6 スケジュール」の(3)の期限までに、下記「13 応募・連絡先」宛て電子メールにより提出すること。

※提出後は必ず電話で連絡をすること。

(2) 回答

質問書に対する回答は、鹿児島県ホームページにおいて公表する。

なお、質問書に対する回答は、本募集要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案応募書（様式2）

イ 企画提案書

a 企画説明書

- ・ 本業務の目的や仕様書の内容を考慮した上で、イベント開催にあたっての考え方やイベントの内容案、特設ステージ及び出展ブースのレイアウト案など、具体的な提案を明記するほか、必要に応じて資料を添付すること。
- ・ ブース出展者やイベント出演者についても、具体的な提案を明記すること。
なお、本業務の目的を鑑み、ベトナムに関連したブースや人物、団体等を提案すること。
- ・ その他、本業務にかかる特徴的な取り組み、提案等があれば、その内容を記載すること。

b 事業実施スケジュール

本業務の実施時期・手順等のスケジュールを示すこと。

c 事業実施体制

本業務を実施するに当たっての組織・人員体制を示すこと。

ウ 参考見積書

仕様書の業務内容に係る見積について内訳を明記すること。

※正式な見積については、委託契約を締結する際に改めて依頼する。

エ 会社等概要書

代表者や所在地、事業内容、役員、同種事業の実績等を記載すること。

オ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する誓約書（様式3）

(2) 提出期限

上記「6 スケジュール」の(5)の期限までに提出すること。

(3) 提出部数

6部（原本1部）

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）による。

※FAXや電子メールは不可

9 企画提案書等の作成に係る留意事項

企画提案書等の作成に当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 上記「8 企画提案書等の提出」の(1)の提出書類のうちイ～エの様式は自由とする。

（サイズはA4縦とする。）

(2) 企画提案書等の提出は、1者につき1案に限る。

(3) 提出された企画提案書は返却しないこととし、提出後の修正は認めない。

(4) 採用された企画提案書の使用権は委託者に帰属する。

- (5) 受託者決定後は、委託者と十分に協議しながら事業内容を決定することとし、企画の一部を修正又は変更する場合がある。
- (6) 企画提案書作成及び提出に要する経費は、企画提案者の負担とする。

10 審査方法及び審査結果

(1) 審査方法

審査委員会を開催し、書類審査の結果、最も内容が優れているとされた企画提案書を提出した者を最優秀提案者として選定する。なお、審査に際し、企画提案書の内容等について確認を要する事項がある場合には、企画提案者に対し問合せを行う。

(2) 審査結果

審査結果は、企画提案者全員に対して書面により通知する。
なお、審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

11 契約

最優秀提案者に選定された事業者は、提案した事業内容に基づき委託者と委託契約を締結するものとする。

(1) 事業内容

原則として提案された事業内容とするが、必要に応じて委託者との協議により事業内容の修正・変更を行い、委託契約を締結するものとする。

(2) 委託金額

事業を実施するために必要な経費とし、事業内容を修正した場合においても、上記「2 委託業務の概要」の(5)に定める額を上限とする。

(3) 業務の再委託の禁止

委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

12 その他

- (1) 委託事業の取組状況や成果等は、県のホームページ等で公開する場合がある。
- (2) 本事業について、事業の終了後に行われる検査も含めて、今後、鹿児島県監査委員や会計検査院の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。
- (3) 本事業の報告や説明が簡易に果たせるよう、物品代金の支払いにおいては、口座振込を原則とするとともに、毎月の請求・支払履歴の整理を図ること。
- (4) 事業を実施するに当たり、鹿児島県観光・文化スポーツ部国際交流課と十分な打合せを行うとともに、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。

13 応募・連絡先

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県観光・文化スポーツ部国際交流課
担当：本田，植田，杉元
TEL：099-286-2303
E-mail：kokusai@pref.kagoshima.lg.jp